

## 千葉市立青葉病院臨床倫理委員会設置要綱

### 〔設置〕

第1条 千葉市立青葉病院（以下「病院」という。）における医療行為（病院倫理委員会が所掌する臨床研究を除く）に関して、法的小よび倫理的規範に則して倫理的な配慮を図ることを目的として病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 院内における臨床倫理の方針、ガイドライン等に関すること
- (2) 臨床倫理の教育および研修に関すること
- (3) 臨床の倫理的課題への対応に関すること

### 〔組織〕

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副院長
- (2) 診療局長
- (3) 看護部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 事務長
- (6) 医療安全室長
- (7) 副医療安全室長（医療安全管理者）
- (8) 診療科の統括部長のうち、病院長が指名した者
- (9) その他病院長が必要と認めた者

### 〔委員長〕

第4条 委員会に委員長を置き、副院長の職に当たるものをもって、これに充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### 〔会議等〕

第5条 委員会が必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は前条に掲げる委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 4 第2条第3項に定める事項について、医療従事者が緊急に行わざるを得ない医療行為を実施する場合は委員長に諮り、事後に委員会に報告することができる。
- 5 第5条第4項に定める事項について、医療従事者が緊急に医療行為を実施した場合3日以内に、委員会を開催する

### 〔専門委員〕

第6条 委員会に専門的意見を聴取する必要がある時には、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知見を有する者のうちから委員長が指名する。

### 〔報告〕

- 第7条 委員会の議事は、病院長に報告するものとする。
- 2 委員会で使用した記録、資料等は、終了後回収する。
  - 3 委員会の議事録、資料等は、医療安全室で保管する。
- 但し、医薬品の適正使用に関連する資料は、薬剤部においても保管する。

〔コンサルテーションチーム〕

- 第8条 第2条に規定する事項の調査審議、並びに臨床倫理の方針等に基づく医療行為に対する協議・助言を行うため、コンサルテーションチーム（以下「チーム」という。）を設置する。
- 2 チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

〔庶務〕

- 第9条 委員会の庶務は、医療安全室において総理する。

〔補則〕

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附則 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。